破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７８号

神奈川県愛甲郡愛川町春日台２丁目６番地の１

債務者　横山　春夫

1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　船津　大介

4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０１号

仙台市青葉区小松島３丁目３番５―406号

債務者　嶋田　　誠

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　畠山　裕太

4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時

6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９号

山梨県富士吉田市新屋1219番地の１

債務者　遠山　英男

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮

4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１１号

山梨県南都留郡山中湖村山中865番地の97

債務者　高村　稔宏

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮

4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第８２４号

大阪府門真市五月田町15番４―503号、住民票上の住所大阪府寝屋川市楠根南町４番17号

債務者　白川　雄司

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　井野邊　陽

4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時30分

6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６５号

大阪市東住吉区西今川３丁目９番17号

債務者　岩元　秀憲

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　越本　幸彦

4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時

6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１号

青森県五所川原市字田町22番地２

債務者　村川　和美

1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安彦　元気

4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前11時

6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第４０４号

大阪府吹田市佐竹台２丁目４番４―803号、前住所大阪府吹田市高野台１丁目２番B10―108号

債務者　近澤　健一

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也

4　破産債権の届出期間　平成24年４月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時

6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６９号

大阪市鶴見区茨田大宮４丁目28番18―106号

債務者　元澤　博孝

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　新村　　守

4　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時

6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９号

鹿児島県南九州市頴娃町御領6871番地

債務者　濵田　義弘

1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山口　政幸

4　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前11時

6　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第４８号

石川県白山市村井町791番地１

債務者　今浦　　**隆**

1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中西　**祐**一

4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前10時45分

6　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４９号

石川県白山市村井町791番地１

債務者　今浦　京子

1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中西　**祐**一

4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前10時45分

6　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３４号

奈良市杏町404番地　第11号市営住宅第20号

債務者　片岡　和子

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　馬場　智巖

4　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前10時

6　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７６０号

東京都清瀬市元町１丁目４―２―402

債務者　猪又　　章

1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小島　伸夫

4　破産債権の届出期間　平成24年３月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月26日午前11時

6　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部